

令和3年度八丈町団体集客事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八丈町が、団体ツアーや旅行会社、民間団体、個人(以下「事業者」という。)を企画、実施する旅行会社、民間団体、個人(以下「事業者」という。)に対し、貸切バス使用料(以下「使用料」という。)の一部を補助することを定め、八丈島への団体観光客の誘致をより効果的に行うこととする。

(事業期間)

第2条 この事業を実施する期間は、令和3年4月11日から令和4年3月19日までとする。ただし、年末年始(令和3年12月29日から令和4年1月3日)を除く。

(対象事業)

第3条 この事業の対象となる事業は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) ツアーへの参加人数(添乗員等含む。)が10名以上であること。
- (2) 八丈島内宿泊施設に1泊以上するツアーであること。
- (3) 八丈町から当該補助金以外の補助金等を受けていないこと。

(補助割合)

第4条 この事業により、八丈町が補助する割合は、使用料の30%とする。

(円未満は切り捨て)

(実績報告書)

第5条 事業者は、ツアー終了後、原則3ヶ月以内に、実績報告書(第1号様式の1及び2)を町長に提出しなければならない。但し、翌年度の4月末日を提出期限とする。

(使用料)

第6条 事業者は、ツアー終了後、原則3ヶ月以内に、使用料を納付することを原則とする。但し、翌年度の4月末日を納付期限とする。

(補助金額の確定及び交付)

第7条 町長は、第5条の規定により事業者から実績の報告があったときは、速やかに審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、島内バス事業者への使用料の納付を確認後に、当該補助金を交付するものとする。

(報告及び調査)

第8条 町長は、補助金に関し必要があるときは補助金の交付を受けようとする事業者から報告を求め、または関係書類その他必要な事項について調査することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月11日から施行する。